

六ヶ所再処理工場  
品質保証の実施結果及び  
常設の第三者外部監査機関の監査結果報告書  
(平成23年度下期報告)

六ヶ所再処理工場  
品質保証の実施結果及び常設の第三者外部監査機関の監査結果  
(平成23年度下期報告)

I. 品質保証の実施結果

1. 保安活動等の実施

(1) 品質方針の設定、周知

社長は、平成24年度の品質方針を2月8日に設定し、2月16日、電子掲示板により全社員に周知した。

(2) 品質目標の設定、周知

(品質保証室)

品質保証室長は、平成23年度の品質目標を以下のとおり改正した。

- ・「協力会社との良好なコミュニケーションの実施」の達成指標の見直し等を行い、品質目標を10月27日に改正し、同日、電子掲示板により品質保証室内へ周知した。

また、品質保証室長は、平成24年度の品質目標を3月29日に設定し、同日、電子掲示板により品質保証室内へ周知した。

品質目標には、「全社の品質保証システムの改善」等を設定した。

(再処理事業部)

再処理事業部長は、平成23年度の品質目標を下記のとおり改正した。

- ・再処理事業部の組織改正に伴い、管理責任者及び実施責任者を変更して品質目標を10月12日に改正し、同日、電子掲示板により再処理事業部内へ周知した。
- ・2011年3月11日に発生した震災について、正式名称が東日本大震災となったことを踏まえて、品質目標を10月27日に改正し、同日、電子掲示板により再処理事業部内へ周知した。

また、再処理事業部長は、平成24年度の品質目標を3月29日に設定し、同日、電子掲示板により再処理事業部内へ周知した。

品質目標には、「法令・ルールの遵守」等を設定した。

(3) 社長による評価

(品質保証室)

実施状況：社長は、品質保証室の第2回レビューを10月20日に、第3回レビューを1月24日に、第4回レビューを3月23日に実施した。

実施結果：第2四半期、第3四半期及び第4四半期の保安活動に関する業務などの進捗状況及び品質目標の達成状況に対し「業務は計画に従って適切に実施・評価されており、品質マネジメントシステム及びそのプロセスが適

切に機能していることを確認した」と評価された。

(第2回)

主な指示事項として「安全文化醸成アンケート調査の自由記述については、真摯に応えて行くことが重要であり、社員にフィードバックすること」があった。

(第3回)

主な指示事項として「品質方針あるいは品質方針ガイドラインに東京電力福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえ、「絶対に東京電力福島第一原子力発電所のような事故は起こさない」、「絶対に地域の皆様に迷惑をかけてはいけない」、「地域の信頼なくしてこの事業は成り立たない」ということをしっかり肝に銘じる必要があるという強い思いを分かりやすく具体的に入れ込むこと」があった。

(第4回)

主な指示事項として「年2回行ってきた協力会社への訪問については、今後は各社1回ずつで良いが、常時、協力会社の状況を把握するために、訪問の仕方を工夫して実施すること」があった。

(再処理事業部)

実施状況：社長は、再処理事業部の第2回レビューを10月20日に、第3回レビューを2月3日に、第4回レビューを3月23日に実施した。

実施結果：第2四半期、第3四半期及び第4四半期の保安活動に関する業務などの進捗状況及び品質目標の達成状況に対し「保安規定違反やトラブルが各々何件か発生しているが、その他については、業務は計画に従って適切に実施・評価されており、品質マネジメントシステム及びそのプロセスが適切に機能していることを確認した」と評価された。

(第2回、第3回、第4回)

主な指示事項として「自分が担当する設備(業務)の重大事故は何か、発生した際の対応方法について、全員が頭に叩き込み、実行ができるようにすること」、保安規定違反やトラブルの発生防止対策として「管理職は積極的に現場へ出向き、指差呼称を指導すること」などがあった。

(4) 文書及び記録の管理

(品質保証室)

品質保証室長は、「再処理施設保安規定」、「品質保証計画書(品質保証室)」及び関連文書(以下、「文書類」という。)に従い、所管する業務に関して作成した文書及び記録を管理した。

(再処理事業部)

再処理事業部長は、「再処理施設保安規定」、「再処理事業部 品質保証計画書」及び関連文書(以下、「文書類」という。)に従い、所管する業務に関して作成した文書及

び記録を管理した。

#### (5) 保安活動の実施

再処理事業部長は、文書類に従い、再処理施設の操作、核燃料物質の管理、保守管理、放射性廃棄物管理、放射線管理及び非常時の措置に係る業務を実施したが、再処理施設に係る以下の不適合事象（保安規定違反）1件が確認された。

- ・ 保守作業結果等の報告手続きの未実施

本事象は、安全上重要な施設の安全機能に係る保守作業について、保安規定に基づき実施すべき保守作業結果及びその評価の再処理事業部長への報告が行われていなかったものである。

本件は、12月20日に原子力安全・保安院から保安規定違反（監視すべき事項）との判定を受けた。

今後、本事象について原因究明を行うとともに、保守作業実施計画書及び保守作業実施報告書の上覧・進捗管理の運用上の問題点につきえ検討を行い、改善を図っていく。

#### (6) 調達

再処理事業部長は、文書類に従い、調達先の評価を行い、物品及び役務の調達については調達製品への要求事項を明確にし、調達製品が調達要求事項を満たしていることを確認した。

#### (7) 内部監査

##### (品質保証室)

実施状況：品質保証室長は、文書類に従い、監査計画に基づいて、品質保証室及び再処理事業部に対する内部監査を実施した。

実施結果：再処理事業部年度監査計画の変更について指摘事項が1件あった。また、品質マネジメントシステム等に関して改善の要望事項がいくつか見られたが、文書類に基づき改善に向けた Plan（計画）－Do（実施）－Check（評価）－Act（改善）サイクルが展開されており、品質マネジメントシステムが有効に機能していることを確認した。

##### (再処理事業部)

実施状況：再処理事業部安全管理部長は、文書類に従い、監査計画に基づいて、各部署に対する内部監査を実施した。

実施結果：技術開発計画書の報告について指摘事項が1件あった。また、品質マネジメントシステム等に関して改善の要望事項がいくつか見られたが、文書類に基づき改善に向けた Plan（計画）－Do（実施）－Check（評価）－Act（改善）サイクルが展開されており、品質マネジメントシステムが有効に機能していることを確認した。

(8) 不適合管理

(品質保証室)

期間中（下期）に発生した不適合はなかった。

(再処理事業部)

再処理事業部長は、文書類に従い、不適合を確実に識別し、処置及び記録した。

期間中（下期）に発生した不適合等の件数：55件

(9) 是正処置及び予防処置

(品質保証室)

期間中（下期）該当なし。

(再処理事業部)

再処理事業部長は、文書類に従い、不適合の再発防止及び発生予防のための処置を行い、これを記録し、実施した活動を評価した。

(10) 教育・訓練

再処理事業部長は、文書類に従い、再処理施設の保安活動に従事する者に必要な力量が持てるように、関係法令及び保安規定の遵守に関する事、再処理施設の構造、性能及び操作に関する事、放射線管理に関する事等について教育・訓練を実施した。

2. 協力会社との連携

(1) 品質保証マネジメント会議

第13回会議を2月23日に開催した。

(議題)

- ・現場作業におけるトラブル防止について

(2) 再処理事業部と協力会社との連帯

再処理事業部長は、日本原燃安全推進協議会（再処理事業部）を毎月開催し、労働災害の発生状況や安全パトロールの実施結果の周知などを行うことで、協力会社との双方向のコミュニケーションを推進した。

3. 品質保証に係る顧問会

第18回顧問会を3月7日に開催した。

(議題)

- ・品質保証活動の実績
- ・ヒューマンエラー防止に向けた取り組みについて
- ・協力企業に対する教育訓練の進め方等について

#### 4. 品質保証体制の再構築に向けた取組

社長は、品質保証室及び再処理事業部の3月23日に実施された第4回レビューにおいて、「安全基盤強化に向けた全社アクションプラン」の具体的な対策の実施状況について、品質保証室長及び再処理事業部長から報告を受けた。実施内容についての指示事項はなく、現在の活動を継続するとともに、適宜、必要な改善を図っていくこととした。

主な対策の実施状況は下記のとおり。

##### (品質保証室)

毎週、品質保証室長と中間管理職による室内会議を開催し、業務の進捗状況や課題などを共有するとともに、毎月、品質保証室長と室員全員が自由な意見交換を行う懇談会を開催し、室全体のコミュニケーションの向上を図った。

##### (再処理事業部)

毎朝開かれる再処理事業部の連絡会でのトラブル発生防止対策などの部長発表や再処理事業部長ヒアリングなど、再処理事業部長と部長・課長クラスが直接的に議論できる場を積極的に設定することにより、コミュニケーションの向上を図った。

#### 5. その他

##### (1) 品質月間行事の実施

- ①品質月間ポスター掲示及びQ旗掲揚（11月1日から30日）
- ②品質月間講演会の開催（11月1日）
- ③品質標語の募集

## II. 常設の第三者外部監査機関の監査結果

実施状況：品質保証室及び再処理事業部はロイド・レジスター・ジャパン（有）による平成23年度第2回定期監査を受けた。（監査実施日：品質保証室1月16日、再処理事業部1月17日から20日）

監査結果：（総合所見）

監査結果は、総合所見として「今年度は、安全基盤強化に向けたアクションプランの3年目にあたることから、当該プランの総括評価を行うとともに、一般品質マネジメントシステムに係る分野についても監査対象とした。その結果、いずれの被監査部門にも「指摘事項」、「観察事項」は観察されなかった」との評価を得た。

（品質保証室）

文書監査、実地監査においても「指摘事項」、「観察事項」及び「提言事項」とも観察されなかった。

（再処理事業部）

文書監査、実地監査においても「指摘事項」、「観察事項」は観察されなかった。「監査員リストに記載されている約180名については、監査実績がない者、あるいは実績はあるものの前回監査からの空白期間が長期に亘っている者が多い。監査員の力量は、実際の監査業務の体験により、維持・向上すると考えられることから、監査員を絞り込み、一定の頻度で監査業務を割り当てるのが有効ではないか」等、「提言事項」が2件あった。

（監査報告書については平成24年3月30日に提出済）

①平成23年度第2回定期監査報告書（全体総括）

（W02896916号-0）（平成24年2月28日ロイド・レジスター・ジャパン（有））

②平成23年第2回定期監査報告書（その1）品質保証室の監査結果

（W02896916号-1）（平成24年2月28日ロイド・レジスター・ジャパン（有））

③平成23年第2回定期監査報告書（その2）再処理事業部の監査結果

（W02896916号-2）（平成24年2月28日ロイド・レジスター・ジャパン（有））

以上